

令和4年11月15日

自由民主党 御中  
公明党 御中

国民民主党

## 消費者契約法改正案及び悪質寄付を禁止する新法について

### 1. 消費者契約法等改正案（4条3項6号）について

- ① 靈感商法による契約の新たな取消事由として「不安を抱いていることに乗じ」ることを盛り込んだことは評価。これにより、不安をあおる作出行為と不安に乗じる（つけ込む）利用行為との間で時間が経過したり（継続的な献金を含む）行為者が異なったりする場合にも対応可能となる。
- ② 取消事由は現行法の「重大な不利益を与える事態」（例：悪霊がついている）だけでは不十分であり、「利益を与える行為」（例：病気が治る）も含めること。
- ③ 「その重大な不利益を回避するためには契約を締結することが必要不可欠である旨を告げる」と改正することは、「契約締結により確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げる」とする現行法よりも要件が厳しくなるおそれがある。そもそも改正の目的が靈感商法による被害防止・救済の実効性を高めることであることから、現行法より要件を厳しくすることは避けること。

### 2. 悪質寄付を禁止する新法について

- ① 悪質寄付の禁止規定は、公益法人法17条1～3号に加え、消費者契約法の4条3項6号改正案と整合性のとれた規定ぶりとする。
- ② 国民民主党は当初、心理的支配行為の禁止を刑法に盛り込むことを検討した経緯を踏まえ、何らかの罰則は必要との立場。是正勧告に従わず、改善命令にも従わない場合に刑事罰を課す「間接罰」を盛り込むこと。
- ③ 家族の被害回復について、家族が当事者として民法709条の不法行為責任による損害賠償請求を可能とすること。民法423条の債権者代位権の行使を可能とする案も考えられるが、無資力や弁済期到来など要件の認定を容易にする特例が必要。